

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長）

（厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医療経営改革課、歯科保健課）

項 目 名		医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	I. 2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するため、これまで講じてきた器具・備品（医療用機器含む）、ソフトウェア、建物及びその附属設備の取得にかかる特別償却制度について、必要な見直しを行った上で、適用期限を延長する。		
	II. 医療保健業を営む個人又は法人が、医療用機器を取得し事業の用に供した場合に 12%の特別償却を認める制度について、必要な見直しを行った上で、適用期限を延長する。		
	（租税特別措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 百万円 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）	

(1) 政策目的

I. 2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するため、ICT 機器の導入等による業務効率化や医療機関の連携・再編・集約化を通じて良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の構築を目指す。具体的には、

- ① 業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等の導入を促進し、医療機関における業務効率化及び省力化を図ることにより、医師等の時間外・休日労働時間の短縮を推進する。これにより、医師等の働き方改革を推進するとともに、医療従事者の健康確保及び医療の質・安全性の向上を図り、地域において安全で質の高い医療提供体制を確保する。
- ② 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の連携・再編・集約化を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、新たな地域医療構想の下、連携・再編・集約化を進める構想区域において、地域医療構想調整会議での協議に基づき医療機関機能の確保のために実施する再編等に当たって発生する医療機関の財政的負担を軽減することで、地域医療構想の取組を推進する。また、改正医療法に基づき令和 10 年度から地域医療構想に精神医療が位置付けられることを踏まえた見直しを行う。なお、令和 8 年度までに得られた機能転換・再編等の合意に基づく改修工事等のうち完了予定が令和 9 年度以降とされているものがあるため、従前の特別償却制度の経過措置も要望する。加えて、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な医療機関の建物の計画的整備が必要となっていることから、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえた整備を実施する医療機関の財政的負担を軽減することで、老朽化対策等の取組を推進する。

II. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。

(2) 施策の背景・必要性

I. 2040 年に向け、少子高齢化、医療需要の変化等により地域における医療提供体制について様々な課題が立ち現れている。

- ① まず、生産年齢人口が大きく減少するなかで、医療人材確保はますます困難になっていくものと想定される。
こうした中で、医療分野における生産性を向上させるため、令和 8 年 5 月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律において、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設ける等、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化したところ。各医療機関の自主性をさらに高め、業務効率化・勤務環境改善を一層推進するため、本税制措置を通じて医療機関において勤務時間短縮用設備等の導入を促進する必要がある。
- ② また、急性期医療の需要の減少、高齢者に対する救急医療や在宅医療のニーズの増加、医療従事者の減少等、地域における様々な課題が想定される。
こうした課題に対応する地域医療構想の実現のためには、税負担のない公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関にも再編が求められている中で連携・再編・集約化を進めていくことが必要となる。本制度が適用されることにより、投資初期段階における税負担が軽減され、制度を利用可能な黒字医療機関においては、再編前後の経営が不安定な時期に一定の手元資金を確保できるため、再編に係る工事の投資判断が促進される。

		Ⅱ. 極めて高い公共性を有する医療を行う上で、医療機関等の医療用機器は必要不可欠なものである。そのため、医療機関における医療用機器への投資は、国民に対して良質かつ安全な医療を提供することに直結し、ひいては地域における必要な医療提供体制の整備につながるものである。 なお、医療用機器等は、医学医術の進歩に応じて日々進歩しており、一定レベルの医療の質や提供体制を確保するためには、医療機関において高度又は先進的な医療用機器の導入を適宜行う必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標Ⅰ－Ⅱ 医療従事者の働き方改革を推進すること
		政策の達成目標	Ⅰ. 2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現する。このため、具体的には、 ① 業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等の導入を促進し、医療機関における業務効率化及び省力化を通じて、設備導入前後の時間外・休日労働時間の変化を継続的に把握し、導入前と比較した時間外労働時間を削減させる等、医師等の時間外・休日労働時間の短縮を図るとともに、 ② 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の連携・再編・集約化を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療機関の財政的負担の軽減により再編等を促進し、令和 10 年度末までに全都道府県において地域医療構想を策定する。 Ⅱ. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。近代的な医療用機器の整備促進を図る。また、全身用 CT 及び MRI については、配置効率化要件の下で適正配置に資する導入・更新を促進し、令和 2 年度医療施設静態調査を基準として、一定の利用回数基準（CT：月 20 件以上、MRI：月 40 件以上）を満たさない施設数を令和 12 年度までに病院については半減、診療所については 1 割減少させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限を延長
		同上の期間中の達成目標	Ⅰ. ①業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等を導入した医療機関における設備導入前後の時間外・休日労働時間の変化を継続的に把握し、導入前と比較した時間外労働時間を削減させる。また、長時間労働の傾向にある医師全体の目標として、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える医師の減少及び「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年 1 月 19 日厚生労働省告示第 7 号）に基づき、暫定的な特例水準が適用される医療機関の時間外・休日労働時間について、適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、令和 10（2029）年度に 1,485

		時間（注：2030 年に 1,410 時間という目標の 2029 年における経過数値）とすることを目標とする。 I. ②改正医療法による新たな地域医療構想の下、地域医療構想調整会議での協議に基づく医療機関機能を確保するため、医療機関の連携・再編・集約化を推進する。租税特別措置・補助金見直しに関する自己点検の結果も踏まえ、以下の 2 項目を令和 10 年度の目標とする。 ・ 2040 年における各医療機関が担う医療機関機能の決定率を 100% ・ 再編統合事例における本制度の適用割合（適用見込みを含む）を 40% II. 取得価格 500 万円以上の高度又は先進的な医療機器について、医療機関における適切な導入・更新を促進し、医学医術の進歩に対応した医療提供体制を確保するため、以下の 2 項目を令和 10 年度の目標とする。 ・ 医業収益に占める高額医療機器への設備投資割合について、過去の実績に照らし確認される下限値（1.5%）を下回らないことを目標とする。 ・ また、全身用 CT 及び MRI については、配置効率化要件の下で適正配置に資する導入・更新を促進するとともに、令和 12 年目標の達成状況について、医療施設静態調査の結果に加え、前年度の状況を把握するための補足調査を実施し、基準年と比較した使用実績の改善状況を把握・確認する。
	政策目標の達成状況	I. ①令和元年度から令和 6 年度までの適用実績を基に試算すると、本措置により支援された勤務時間短縮用設備等への投資額は累計約 3.1 億円にのぼる。また、医師等勤務時間短縮計画報告書等に基づき、導入した医療機関について設備導入前後の状況を比較したところ、対象医師の時間外労働時間は平均 22.4 時間減少し、平均 39.4%の削減が確認された。さらに、設備類型別にみると、「労働時間管理の省力化・充実に資する機器等：平均 10.1 時間削減」、「医師の行う作業の省力化に資する機器等：平均 23.4 時間削減」、「遠隔医療を可能とする機器等：平均 46.2 時間削減」が確認されている。これらの結果から、勤務時間短縮用設備等の導入は、医師等の業務効率化及び労働時間短縮に寄与しているものと考えられる。 I. ②従前の特別償却制度の適用件数については、令和元年度から令和 6 年度までで 9 件であるが、適用対象となる民間医療機関が主体となる再編統合事例は、黒字割合が約 50%であることを踏まえると、令和元年度から令和 6 年度までで 50～60 例と推測されるため、本制度の適用件数 9 件は再編統合事例の約 2 割で活用されていることとなる。 なお、医療機関機能については、新たな地域医療構想の下、地域医療構想調整会議で協議・決定されるものであるが、決定内容は 2040 年に各医療機関が地域において担う役割分担等を具体化するものであるため、その決定率は医療機関の連携・再編・集約化の取組を着実に進めるための重要な前提となる。

		II. 本措置の適用件数は直近年度においても年間約 600 件で推移しており、医療機関の設備投資額に占める制度対象投資も一定水準で推移している。また、医業収益に占める高額医療機器への設備投資割合は令和5年度 2.0%、令和6年度 2.4%となっており、過去の低水準である約 1.5%を上回る水準で推移していることから、本措置は高額医療機器の導入・更新判断を一定程度下支えしているものと考えられる。 ・全身用 CT 及び MRI については、医療施設静態調査による令和2年度と令和5年度の比較において、回数基準未達施設割合が病院 CT10.4%→11.7%、病院 MRI18.6%→19.0%となるなど、配置効率化の進展は確認されていない。一方、本措置による導入・更新は利用回数基準等の配置効率化要件を前提としており、CT・MRI の適正配置を阻害するものではないと考えられる。 ・制度利用実績のある医療機関 41 施設へのアンケートでは、本措置を適用し導入した医療機器による具体的効果として「診療・治療の精度が向上した」との回答が 14 件で最も多く、高度又は先進的な医療機器の導入・更新を通じて、地域における良質かつ適切な医療の提供に寄与していることが示唆された。
有効性	要望の措置の適用見込み	I. ①医療法人経営情報データベース (MCDB) の結果より、約 42,000 の医療法人のうち、黒字法人は5割程度と想定され、令和8年度診療報酬改定の影響や令和8年5月に成立した改正健保法等の医療分野における業務効率化の動き等も踏まえると、投資（キャッシュ）余力のある法人そのものの増加や投資に前向きな動きがこれまで以上に見込まれる。 I. ②地域医療構想調整会議での協議に基づく医療機関機能の決定と新たな地域医療構想の策定は、令和9年度及び令和10年度において実施しなければならないため、それに基づき適用期間中に医療機関の再編等の増加を想定する。 また、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な医療機関の建物の整備については、法定減価償却年数を超えたもののうち、新たな地域医療構想の下、医療提供体制の構築の一環として、将来需要を踏まえて計画的に実施するものであるため、本制度の適用も併せて総合的に推進する。 II. 医療関係団体へのアンケートの結果、503 医療機関のうち、41 医療機関で特例措置の適用実績があり、また、503 医療機関のうち、275 医療機関で今後特別償却制度を利用したいとの回答であった。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	I. ①本措置により、画像診断支援機器、遠隔医療システムその他の設備など相応の費用を要する設備の導入が促進され、医療機関の業務効率化・勤務環境改善に係る取組が推進される。 I. ②医療機関において再編等の検討をするに当たっては、財政的負担の軽減も考慮される事項であることから、本制度により、再編等に伴う工事を行う医療機関の投資判断を後押しすることで、医療機関の連携・再編・集約化が促進され、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保するための地域医療構想の取組が推進される。

相 当 性			Ⅱ. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の税負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県による財政支援 ・ 病院等の施設・設備整備支援事業（仮称）※2027 年度新規要求 ・ 独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・ 補助金等による支援の場合、補助対象となるには複数の要件（例：地域医療のため医師を派遣する等、特別な役割を有していることや、都道府県知事が認める医療機関であること等）を満たす必要がある。一方、本措置により、補助対象とならない医療機関を含めより広範に制度を利用する機会を与えることで、医療機関全体で長時間労働の医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できることから、相当性を有している。 ・ 新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえた施設の建替え・改修を含む地域に不可欠な施設の計画的な整備に必要な支援を実施する。 ・ 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っており、資金調達面での支援が図られているが、借入れを前提とするものであり財務負担の軽減には限界がある。一方、税制による優遇措置では医療機関の税負担の軽減を通じて、設備投資に伴う初期的な負担を軽減し、医療機関の経営判断における意思決定を下支えする点で異なる役割を有する。
		要望の措置の妥当性	I. ①医療機関の業務効率化等を推進するためには、勤務環境改善、タスク・シフト／シェア等の取組に加え、画像診断支援機器、遠隔医療システム等への設備投資を促進することが重要である。これらの設備は高額な投資を要する場合が多く、医療機関にとって大きな負担となる。また、医療機関のみで設備投資を負担することは容易ではなく、補助金には予算及び採択件数の制約がある一方、本措置は要件を満たす医療機関が広く利用可能であり、設備投資需要に応じた柔軟な支援が可能である。したがって、業務効率化等に資する勤務時間短縮用設備等への投資を促進する手段として、租税特別措置を講ずることは妥当である。 I. ②医療機関が病床再編等を行うには、医療機関の費用負担の軽減を図ることが重要である中、本措置は、再編等を行う多くの医療機関が対象となるため、負担軽減策として非常に効果的であり、再編等を更に推進するため、本措置の実施は妥当である。 また、新たな地域医療構想の下、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な医療機関の計画的な建物整備については、本措置に基づき医療機関の費用負担の軽減を図ることにより、地域にお

		ける良質かつ適切な医療提供体制の構築が推進されるため妥当である。 Ⅱ. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の税負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	I. ① <table><thead><tr><th></th><th>[適用件数]</th><th>[特別償却額]</th><th>[減収見込み額]</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(法人税)</td><td>0 件</td><td>0 百万円</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>1 件</td><td>10 百万円</td><td>1 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(法人税)</td><td>3 件</td><td>13 百万円</td><td>3 百万円</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>1 件</td><td>10 百万円</td><td>1 百万円</td></tr></tbody></table> ※上記は、これまで「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」として要望を行っていた事項の適用実績。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「都道府県への調査」により推計。		[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]	令和6年度				(法人税)	0 件	0 百万円	0 百万円	(所得税)	1 件	10 百万円	1 百万円	令和7年度				(法人税)	3 件	13 百万円	3 百万円	(所得税)	1 件	10 百万円	1 百万円
			[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]																									
		令和6年度																												
		(法人税)	0 件	0 百万円	0 百万円																									
(所得税)	1 件	10 百万円	1 百万円																											
令和7年度																														
(法人税)	3 件	13 百万円	3 百万円																											
(所得税)	1 件	10 百万円	1 百万円																											
I. ② <table><thead><tr><th></th><th>[適用件数]</th><th>[特別償却額]</th><th>[減収見込み額]</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(法人税)</td><td>0 件</td><td>0 百万円</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(法人税)</td><td>5 件</td><td>328 百万円</td><td>76 百万円</td></tr></tbody></table> ※上記は、これまで「地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度」として要望を行っていた事項の適用実績。 ※「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値 ※令和7年度は「都道府県へのヒアリング結果」より推計		[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]	令和6年度				(法人税)	0 件	0 百万円	0 百万円	令和7年度				(法人税)	5 件	328 百万円	76 百万円										
	[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]																											
令和6年度																														
(法人税)	0 件	0 百万円	0 百万円																											
令和7年度																														
(法人税)	5 件	328 百万円	76 百万円																											
Ⅱ. <table><thead><tr><th></th><th>[適用件数]</th><th>[特別償却額]</th><th>[減収見込み額]</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(法人税)</td><td>385 件</td><td>1,760 百万円</td><td>408 百万円</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>135 件</td><td>615 百万円</td><td>138 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(法人税)</td><td>453 件</td><td>1,934 百万円</td><td>449 百万円</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>159 件</td><td>688 百万円</td><td>156 百万円</td></tr></tbody></table> ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計		[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]	令和6年度				(法人税)	385 件	1,760 百万円	408 百万円	(所得税)	135 件	615 百万円	138 百万円	令和7年度				(法人税)	453 件	1,934 百万円	449 百万円	(所得税)	159 件	688 百万円	156 百万円		
	[適用件数]	[特別償却額]	[減収見込み額]																											
令和6年度																														
(法人税)	385 件	1,760 百万円	408 百万円																											
(所得税)	135 件	615 百万円	138 百万円																											
令和7年度																														
(法人税)	453 件	1,934 百万円	449 百万円																											
(所得税)	159 件	688 百万円	156 百万円																											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法第 45 条の 2 医療用機器等の特別償却 [法人税関係] (適用件数) (特別償却額)																													

		I. ① 令和5年度 2件 16百万円 令和6年度 0件 0百万円 I. ② 令和5年度 3件 253百万円 令和6年度 0件 0百万円 II. 令和5年度 521件 2,108百万円 令和6年度 385件 1,760百万円
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	I. ①業務効率化・職場環境改善に資する設備等を取得する場合の特別償却により、税負担を軽減することで、当該設備等の導入が促進される。 I. ②医療機関が再編等を行った場合に取得する建物等の特別償却により、税負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編等が促進される。 II. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の税負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
	前回要望時の達成目標	医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	I. ①先述の通り、本措置による設備導入前後の状況を比較したところ、対象医師の時間外労働時間は平均 22.4 時間減少し、平均 39.4%の削減が確認された。さらに、設備類型別にみると、「労働時間管理の省力化・充実に資する機器等：平均 10.1 時間削減」、「医師の行う作業の省力化に資する機器等：平均 23.4 時間削減」、「遠隔医療を可能とする機器等：平均 46.2 時間削減」が確認されている。また、時間外・休日労働が年 960 時間換算の病院・常勤勤務医の割合は、本措置創設前である平成 28 年調査の 39.2%、創設直後である令和元年調査の 37.8%、令和 4 年調査の 21.2%、令和 7 年調査の 15.0%まで着実に減少している。これらのデータから、設備導入の直接的効果や付随する時間外労働の減少といった効果があるので継続したい。 I. ②前回要望時の目標のうち「各医療機関の対応方針の策定率を 100%」については、2024 年度末時点で概ね達成済(※)であり、「2025 年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を 100%」については、2025 年 7 月時点で 116.4 万床となっており、2025 年に必要と推計した病床数である約 119.1 万床を下回った。 ※ 措置済みを含む「合意済」の医療機関の割合は 90%。なお、2025 年度末時点の結果は調査中。 II. 前回要望時には、医業収益に占める高額な医療機器への設備投資割合を消費税引き上げ前の平成 25 年水準(1.9%)以上とすることを目標としており、当該割合は令和 6 年度及び令和 7 年度において 1.5%まで改善しているものの、目標水準には達していない。 これは、本措置が黒字医療機関のみでしか効果が得られないことに加え、人件費や設備価格の上昇等により医療機関の投資余力が制約され、高額医療機器投資が抑制されやすい状況にある

		ためと考えられる。また、CT・MRI の配置効率化については、医療施設静態調査による令和 2 年度と令和 5 年度の比較では改善が確認されなかったものの、本調査には過去に導入された低利用機器も含まれることから、本措置による導入・更新の効果のみを抽出して評価することには一定の限界があると考えられる。このため、令和 2 年度以降に導入された CT・MRI の利用状況について補足的に調査を実施しているところであり、その結果も踏まえ、目標設定及び配置効率化要件の在り方について検討を行う予定である。
これまでの 要望経緯		医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら 2 年毎に延長されてきた。 平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の 3 点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が 2 年延長された。 令和 3 年度、令和 5 年度及び令和 7 年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が 2 年延長された。（令和 9 年 3 月 31 日まで）。

措置名：医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

1. 将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するための特別償却制度

本要望は、2040 年を見据え、少子高齢化、医療需要の変化等による地域における医療提供体制の課題に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するため、「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」および「地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度」を、「将来にわたって持続可能な医療提供体制を実現するための特別償却制度」へと統合するとともに、その税制措置の適用要件の見直しを行った上で拡充し、適用期限を延長するものであり、以下、本要望事項に含まれる従前の税制措置の要素について、それぞれ自己点検との関係を述べる。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

本措置は、医療機関が黒字でなければその効果が得られず、医療機関の経営環境が厳しい状況では効果の発現が限定的となるところ、租税特別措置・補助金見直しに関する自己点検において、今後の見直しの方向性として「適用実態や政策効果を踏まえつつ、他施策との役割分担を考慮しながら、制度の必要性を継続的に検証することが適当である」ことや、「健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年 5 月 29 日成立）には、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設ける等、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化しており、本法律も踏まえた発展的な見直しの検討が必要である」ことを示したところである。

令和 7 年度においても、本制度の適用見込みは、法人税において 3 件、所得税において 1 件となっている一方で、自己点検結果から、本措置による設備導入は、業務効率化等に一定の効果が確認されている（※）。今般、上記見直しの方向性を踏まえ、医療機関を対象に調査を実施したところ、令和 7 年度に赤字となっていた医療機関においても、「黒字になった場合に本措置を活用する予定」とした回答が複数あったことから、令和 8 年度診療報酬改定等の効果も踏まえつつ、引き続き、本措置を続ける必要があるものと考えている。

（※）医師等勤務時間短縮計画報告書等に基づき、本措置を利用して勤務時間短縮用設備等導入した医療機関について設備導入前後の状況を比較したところ、対象医師の時間外労働時間は平均 22.4 時間減少し、平均 39.4%の削減が確認された。

加えて、令和 8 年 5 月成立の健康保険法等の一部を改正する法律において、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設け、また、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化する等を行っているところであり、こうした法律の趣旨を踏まえ、医療分野の更なる業務効率化を図り、2040 年を見据えた安心・安全な医療提供体制を維持するため、本税制措置を医師その他の医療従事者に加え、医療機関に勤務する職員の一部又は全部門の業務効率化・職場環境改善に資する設備等について特別償却が出来る制度へ見直す必要があるものと考えている。

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

本措置は、医療機関が黒字でなければその効果が得られず、医療機関の経営環境が厳しい状況では効果の発現が限定的となるところ、租税特別措置・補助金見直しに関する自己点検において、今後の見直しの方向性として「再編の阻害要因、現行措置が活用されていない理由等について、医療機関へ調査を行った上で、新たな地域医療構想にふさわしい措置を検討する。」としていたところ。

今般、上記見直しの方向性を踏まえ、医療機関を対象に調査を実施したところ、直近の決算が黒字の医療機関のみならず、赤字の医療機関においても、「黒字になった場合に本措置を活用する予定」とした回答を 70 医療機関から得ており、本制度により、再編初期の税負担を軽減することで医療機関の手元資金の確保につなげ、再編に伴う工事の投資判断に寄与するため、引き続き制度の枠組みを維持していくこととする。

対象要件については、新たな地域医療構想では 2040 年を見据えた医療機関の役割分担の明確化等を図り、医療機関機能に着目した連携・再編・集約化を進めることとしているため、今回の要望では、従前の具体的対応方針に基づく病床再編等を中心とした要件から、医療機関機能等の確保に係る地域医療構想調整会議での協議に基づく再編等や、将来需要を踏まえた地域に不可欠な施設・設備の整備を対象とする要件に見直すこととしている。

2. 高額な医療用機器に係る特別償却制度

自己点検結果を踏まえ、本制度の全身用 CT 及び MRI に係る利用要件について、利用回数基準や共同利用の実態を検証し、必要な見直しを行う方針を本要望に反映した。令和 2 年度及び令和 5 年度の医療施設静態調査の比較では、配置効率化の進展について確認できなかったことから、利用回数基準、共同利用計画及び調整会議における確認を含む現行要件が適正配置の推進に寄与しているかについて検証するため、適用実績等に関する追加調査を実施している。その結果を踏まえ、現行要件の見直しについて検討する。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課）

項 目 名	予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加等に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、消費税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜワクチン等）等について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加等する場合に、それに伴う税制上の所要の措置を講ずる。		
	具体的には、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置（※）について、定期接種として追加される予防接種についても同様に対象とするものである。		
	（※） ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等） ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る。）の少額預金の利子所得等の非課税（所得税） ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止		
	＜関係条文＞ 予防接種法第 20 条、第 21 条 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 10 条第 1 項 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 31 条の 2 第 12 号 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 71 条の 5、第 72 条の 78 第 1 項 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条第 3 号		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 定期の予防接種は、感染症の発生及びまん延の予防のため、法に基づく公的な制度として実施している中で、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避免的に発生するという特殊性に鑑み、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済を実施しているものである。 (2) 施策の必要性 定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜワクチン等）等について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加等する場合には、従来の対象疾病と同様に、健康被害の救済給付について税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標５ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標５－１ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、新たに対象疾病を追加等する場合も、他の対象疾病に係る給付と同様の措置を講ずるべきである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 25 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 26 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 27 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 3 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 6 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 7 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 8 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医薬産業振興企画課）

項 目 名	感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化に関する戦略等に基づく制度見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、印紙税		
要 望 の 内 容	「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（令和 8 年 3 月 24 日閣議決定）も踏まえ、感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等：MCM）の研究開発から備蓄まで一連の支援を行うため、必要な法制度の在り方等について審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 百万円 (- 百万円) (- 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 感染症危機対応医薬品等は、供給が途絶すれば国民の生命に直結するため、健康医療安全保障上、自律性の確保が急務であるが、平時と有事の需給変動が大きく、生産体制の維持が難しい。このため、「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」も踏まえ、感染症危機対応医薬品等の研究開発から備蓄まで一連の支援を行う。 (2) 施策の必要性 上記の政策目的を達成するため、審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて必要な措置を講ずる必要がある。 具体的には、 ・ 感染症危機対応医薬品等（原材料・原薬を含む。）の研究開発支援や国内製造施設整備・国内生産体制確保 ・ 製薬企業における抗菌薬等の原薬・原材料備蓄の支援 ・ 免疫グロブリンの原料血漿確保体制の強化 等の施策を講ずるため、必要な法制度等の在り方の検討を行うとともに、必要に応じ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標5－1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること 施策目標5－2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
		政策の達成目標	感染症危機対応医薬品等の国内供給を安定化する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
	有効性	政策目標の達成状況	－
		要望の措置の適用見込み	－
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	感染症危機対応医薬品等の研究開発や製造施設の整備、買上げ・備蓄等の措置の推進に伴う税制上の措置を講ずることにより、感染症危機対応医薬品等の安定供給が可能となる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	感染症危機対応医薬品等の研究開発や製造施設の整備、買上げ・備蓄等の措置の推進に伴う税制上の措置を講ずることにより、感染症危機対応医薬品等の安定供給が可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

項 目 名	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下、「退職手当制度」という。）は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき社会福祉施設等に従事する職員に対して退職手当金を支給することをもって、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、昭和 36 年に創設された制度であり、これまで 60 年以上にわたり、社会福祉施設等に従事する人材の確保を支える仕組みとして、福祉サービスの安定的な提供と質の向上に一定の役割を果たしてきた。 退職手当制度が将来にわたり人材確保と定着による福祉サービスの安定的な提供及び質の向上に資する制度として安定的に運用されるよう、検討会を立ち上げ、今後の制度の在り方を検討し、必要な見直しを行うとともに、必要な税制措置を講じていく。 ＜関係条文＞ 所得税法第 21 条、30 条、31 条、199 条、201 条、202 条 所得税法施行令第 72 条 国税徴収法第 76 条、77 条 国税徴収法施行令第 35 条		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 退職手当制度は、社会福祉施設等に従事する人材の確保を支える仕組みとして、福祉サービスの安定的な提供と質の向上に一定の役割を果たしてきた一方で、制度創設から長期間が経過し、社会経済情勢が大きく変化する中で、近年は退職者数の増加や勤続年数の長期化に伴う退職手当給付額の上昇に伴い、退職手当の財源となる掛金額の引上げが続くなど、制度を取り巻く環境が大きく変容している。 このような状況を踏まえ、制度の持続可能性・安定的運営の観点及び人材定着のための制度の在り方を見直す観点から、必要な制度の見直しを行う必要がある。 (2) 施策の必要性 関係審議会等における検討を行い、その結果を踏まえて退職手当制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の措置を講じる必要がある。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		－ 百万円 （ － 百万円）
	（改正増減収額）		（ － 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、地域での質の高い福祉サービスの提供体制を整備するため、その体制を支える人材の確保・定着を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化を希望
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会福祉施設の情勢の変化を踏まえ、将来にわたり人材の確保・定着による福祉サービスを安定的に提供するために退職手当制度の見直しを行うことが重要であり、退職手当制度の安定的な運用の観点から引き続き税制措置が必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

項 目 名		障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税	
要 望 の 内 容	令和 9 年度障害福祉報酬改定について、障害福祉報酬改定検討チーム等で検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額	- 百万円
		(制度自体の減収額)	(- 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対する支援の充実を図る。		
	(2) 施策の必要性 障害福祉サービス等の運営基準や報酬については、3年に1回、定例の改定を行っている。次期定例改定は令和9年度であるため、今年度、障害福祉報酬改定検討チーム等で検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえて所要の税制改正を行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 政策目標 1－1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること
		政策の達成目標	障害福祉サービスの充実等、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置により、障害者等に対する支援の充実を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置を講じることは、障害福祉サービス等の利用者やその家族、障害福祉事業者の税負担の均衡を図る観点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。

			また、税制上の措置を講じることで、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省年金局企業年金・個人年金課）

項 目 名	確定給付企業年金等受給時の退職所得の受給に関する申告書への個人番号の記載不要化		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	確定給付企業年金の事業主または支払者が請求者または地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した個人番号を有する場合、退職所得の受給に関する申告書への個人番号の記入を不要とする（請求時の個人番号確認書類の提出も不要。J-LIS から個人番号を取得できる場合の厚生年金基金や企業年金連合会が取り扱う一時金給付についても同様に対応）。 <関係条文> 所得税法第 198 条、第 203 条、所得税法施行規則第 77 条、第 77 条の 4 確定給付企業年金法第 93 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条、別表 106、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第 52 条の 3 住民基本台帳法第 30 条の 9、別表第一 77 の 4、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第 1 条		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、企業年金の充実を図る。 (2) 施策の必要性 確定給付企業年金を一時金で受給することを請求する際、請求者は支払者に対し、個人番号が記載された退職所得の受給に関する申告書を提出しなければならない（厚生年金基金や企業年金連合会が取り扱う一時金給付についても同様）。 個人番号は他の個人情報に比し厳格な取扱いが求められており、また事業者が個人番号の提出を受ける場合、提供をする者が本人であることを確認することも求められている。 かかる状況下、給付金の請求時に請求者本人から個人番号を提出させることによる次のような課題があることから、利便性向上及び負荷軽減のため、給付金の請求時に個人番号の提出を要さない施策が必要。 ● 請求者にとって、個人番号確認書類（マイナンバーカードの写し等）を用意し同封する手間が生じる ● 事業者にとって、厳格な書類管理やシステムへの登録業務の遂行、強固な業務・システムの構築の負荷が生じる ● 個人番号が記載された書類が増え、またその受渡しが生じることにより、個人番号の漏洩リスクが増す ● 給付金の支払い手続き全体のペーパーレス化が阻害される一因になる
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標 3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標 1－2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
		政策の達成目標	企業年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	確定給付企業年金の制度数、加入者数は以下の通り（令和 7 年 3 月末時点） ・制度数：11,653 件 ・加入者数：887 万人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	給付金請求時の、請求者および事業者における個人番号の取扱い機会が削減されることにより、制度の利便性向上、及び請求者、事業者の負荷軽減が図られる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	給付金請求時の、請求者および事業者における個人番号の取扱い機会が削減されることにより、制度の利便性向上、及び請求者、事業者の負荷軽減が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名	中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の見直しに伴う 税制上の所要の措置
税 目	所得税、法人税、相続税

要 望 の 内 容	就業期間の長期化や物価・賃金の上昇などの社会経済の情勢の変化を踏まえ、退職後も見据えた事業主による処遇改善に向けた取組を進めるとともに勤労者自身の財産形成を支援する観点から、中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成貯蓄制度について、それらの施策の充実を図る必要がある。 【中小企業退職金共済制度（中退共制度）について】 ●制度の概要 中退共制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とする制度である。同制度には、主に常用労働者を対象とする中小企業退職金共済と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする特定業種退職金共済があり、後者については、建設業退職金共済、清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の3つの共済からなる。税法上の取扱いとして、掛金は損金又は必要経費として扱われ、また、退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除、分割して受け取る場合には公的年金等控除の適用が認められている。 ●足下の検討課題・要望 中小企業の労働者等の処遇改善や技能労働者の担い手の確保等を図る観点から、同制度の掛金のあり方や制度間移行の拡充を含む制度の見直しについて労働政策審議会（中小企業退職金共済部会）で検討を行っているところ、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 【勤労者財産形成貯蓄制度（財形制度）について】 ●制度の概要 財形制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う財形貯蓄制度と同制度を利用する勤労者を対象にその住宅の取得等に係る資金を融資する財形持家融資制度からなる。このうち、財形貯蓄制度は一般財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の3つの制度からなるが、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、両制度合わせて 550 万円（財形年金貯蓄のみの場合で生命保険の掛金等の場合は 385 万円）まで利子等が非課税とされている。 ●足下の検討課題・要望 高齢期における就業の進展や賃金の上昇、住宅価格の高騰等を踏まえ、同制度が今後も勤労者の生活の安定に資するものとなるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢（現行は 55 歳未満）や非課税限度額の引上げを含む財形制度の各種要件・手続き等の見直しについて労働政策審議会（勤労者生活分科会）で検討を行っているところ、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 【関係条文】 所得税法（昭和 40 年法律第 96 号）第 30 条及び第 31 条 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条、第 4 条及び第 44 条 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 6 条 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 64 条、第 72 条及び第 82 条の 2 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 135 条 等
----------------------------------	--

		▲1,580 百万円 ※内訳 (中退共制度) ▲1,407 百万円 (財形制度) ▲173 百万円
	平年度の減収見込額	
	(制度自体の減収額)	(▲4000 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 就業期間の長期化や物価・賃金の上昇などの社会経済の情勢の変化を踏まえ、退職後も見据えた事業主による処遇改善に向けた取組を進めるとともに勤労者自身の財産形成を支援する観点から、中退共制度及び財形制度の充実を図るもの。 (2) 施策の必要性 【中退共制度について】 物価や賃金の上昇への対応や技能労働者の担い手確保等のため、中小企業で働く従業員の退職後の生活を含めた処遇の改善が可能となる魅力ある制度とする必要がある。 具体的には、掛金のあり方に関し、例えば、昨今の物価や賃金の情勢の変化を踏まえ掛金月額又は日額の上限を上げるほか（※）、事業主の実情や雇用環境の変化に対応するため、加入できる事業主の範囲・取扱いや制度間移行を含む制度の見直しを行う必要がある。 ※ 中小企業退職金共済の掛金月額の上限は平成7年の引上げ以来3万円、特定業種退職金共済の掛金日額の上限は平成14年の引上げ以来800円となっている。なお、掛金の取扱いに関しては、現行では法律事項となっている掛金の範囲を政令に委任すること、また、中小企業退職金共済の掛金月額単位の見直し等も検討している。 また、特定業種退職金共済については、現行では業種ごとに単一でなければならないとされている掛金日額について、特に建設業退職金共済において技能労働者の経験や技能に応じた処遇改善のニーズが高まっていることを踏まえ、通常の掛金に加え、技能労働者の経験や技能に応じた付加的な掛金を納付することが可能となるよう措置する必要がある。 上記の点については、労働政策審議会（中小企業退職金共済部会）において労使双方の委員から早急に見直しを行うべきとの意見が出ている。 【財形制度について】 高齢期における就業の進展や賃金の上昇、住宅価格の高騰等を踏まえ、退職後も見据えて勤労者の生活の安定に資する魅力ある制度とする必要がある。 具体的には、物価の上昇や住宅価格の高騰に加え、借入金利の上昇に伴う住宅購入時の頭金の重要性の高まりなど、社会経済情勢の変化に対応するため、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を上げる必要がある。 また、改正高齢者雇用安定法の施行（令和3年施行）により、70歳までの雇用確保が努力義務化されるなど、高齢期の就業率が高まる中、高齢期の就業期間における自主的な貯蓄の努力を支援するため、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の上限（現行は55歳未満）を上げることのほか、財形制度全般の利便性の向上のため、ポータビリティや事務手続等の観点での見直しを行うことも必要となっている。 上記の点については、労働政策審議会（勤労者生活分科会）において労使双方の委員から早急に見直しを行うべきとの意見が出ている。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること																																																			
		政策の達成目標	【中退共制度について】 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。（目標値：過年度実績を踏まえた中期目標期間中の新たな新規加入被共済数目標について、年度毎の目標値を設定。） 【財形制度について】 勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。（目標値：毎年度、前年度実績に変動率を乗じた数を上回る。）																																																			
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置																																																			
		同上の期間中の達成目標	—																																																			
	政策目標の達成状況	<table><tr><td colspan="6">○中小企業退職金共済の新規加入被共済者数</td></tr><tr><td>年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td></td></tr><tr><td>目標値</td><td>319,000 人</td><td>360,000 人</td><td>345,000 人</td><td>330,000 人</td><td></td></tr><tr><td>実績値</td><td>363,018 人</td><td>360,877 人</td><td>354,647 人</td><td>353,206 人</td><td></td></tr></table> <table><tr><td colspan="6">○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数</td></tr><tr><td>年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td></td></tr><tr><td>目標値</td><td>6,507,350 件</td><td>6,156,328 件</td><td>5,766,496 件</td><td>5,378,966 件</td><td></td></tr><tr><td>実績値</td><td>6,416,704 件</td><td>6,043,125 件</td><td>5,671,415 件</td><td>5,294,089 件</td><td></td></tr></table>					○中小企業退職金共済の新規加入被共済者数						年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		目標値	319,000 人	360,000 人	345,000 人	330,000 人		実績値	363,018 人	360,877 人	354,647 人	353,206 人		○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数						年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		目標値	6,507,350 件	6,156,328 件	5,766,496 件	5,378,966 件		実績値	6,416,704 件	6,043,125 件	5,671,415 件	5,294,089 件	
	○中小企業退職金共済の新規加入被共済者数																																																					
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																	
目標値	319,000 人	360,000 人	345,000 人	330,000 人																																																		
実績値	363,018 人	360,877 人	354,647 人	353,206 人																																																		
○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数																																																						
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																		
目標値	6,507,350 件	6,156,328 件	5,766,496 件	5,378,966 件																																																		
実績値	6,416,704 件	6,043,125 件	5,671,415 件	5,294,089 件																																																		
有効性	要望の措置の適用見込み	両制度は、事業主及び勤労者において幅広く利用されている。本措置に係る制度の見直しは、経済環境や雇用環境等の変化に即して行うものであり、両制度の一層の普及・活用促進に資するものである。																																																				
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	【中退共制度について】 物価や賃金の上昇への対応や技能労働者の担い手確保等のため、中小企業で働く従業員の退職後の生活を含めた処遇の改善が可能となる魅力ある制度とするものであり、制度の普及促進の効果が期待され、もって豊かで安定した勤労者生活の実現に資するものである。 【財形制度について】																																																				

			住宅価格を含む物価や賃金の上昇や高齢期の就業の進展がみられる中、財形制度を活用しやすい魅力ある制度とするものであり、制度の普及・活用促進の効果が期待され、もって豊かで安定した勤労者生活の実現に資するものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	【中退共制度について】 中小企業退職金共済法第 83 条に規定する掛金助成に係る補助令和 9 年度概算要求額 6, 803 百万円（労災勘定・雇用勘定） 【財形制度】 —
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【中退共制度について】 中小企業退職金共済法第 83 条に規定する掛金助成に係る補助は、例えば、中小企業退職金共済について新たに加入する事業主に掛金月額 2 分の 1 を加入後 1 年間助成すること等のため措置であり、税制上の措置と合わせて中退共制度の普及促進に資するものである。 6, 803 百万円（労災勘定・雇用勘定） 【財形制度】 —
		要望の措置の妥当性	本措置は、住宅価格を含む物価や賃金の上昇、人手不足の深刻化など社会経済の情勢の変化を踏まえて行う制度の見直しであり、中退共制度及び財形制度の普及・活用促進に資するものとして、豊かで安定した勤労者生活の実現を図るという政策目的に照らして妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		【中退共制度について】（契約件数、減収額） 金額は各共済の掛金収納額等より推計 令和 5 年度 55.9 万件 110, 465 百万円 令和 6 年度 55.7 万件 110, 865 百万円 令和 7 年度 55.5 万件 111, 304 百万円 【財形制度について】（契約件数、減収額） 金額は財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利用実績より推計 令和 5 年度 179.1 万件 2, 599 百万円 令和 6 年度 166.1 万件 3, 207 百万円 令和 7 年度 154.5 万件 4, 052 百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	【中退共制度について】 掛金を損金又は必要経費に算入することにより、共済契約者（事業主）の負担が軽減されるため、中退共制度の普及促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。 【財形制度について】 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利子非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		【中退共制度について】 ・平成7年度税制改正要望 中小企業退職金共済の掛金月額上限の引上げ（2万6千円→3万円） ・平成14年度税制改正要望 特定業種退職金共済の掛金日額上限の引上げ（450円→800円） ・平成22年度税制改正要望 同居の親族のみを雇用する事業主における中小企業退職金共済への加入 【財形制度について】 ・平成5年度税制改正要望 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額の引上げ（500万円→550万円） ・令和7年度税制改正要望 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の引上げ（要望取下げ）

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合（以下「生活衛生同業組合等」という。）が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）第 56 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が 400 万円（建物にあっては 650 万円）以上のものに限る。）に係る取得価額の 6 % の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を 2 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条の 3 ・ 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 6 ・ 生衛法（抄） （減価償却の特例） 第 56 条の 5 第 56 条の 3 第 1 項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— （ ▲ 0 （ —	百万円 百万円 百万円

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

生活衛生同業組合は、生衛法に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。

また、生衛法第 56 条の 2 に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針（以下「振興指針」という。）において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図ることとされている。

生活衛生同業組合等が、振興指針に基づく振興計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を進めることで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげることが重要である。

(2) 施策の必要性

生活衛生関係営業（全産業の約 516 万事業所のうち約 18.3%（約 94 万事業所）、全従業者約 5,795 万人のうち約 10.1%（約 587 万人））は、国民生活に極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担っている。また、身近な営業として、高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割を果たすとともに、環境に配慮した取組や安心・安全なサービスの提供など、社会的ニーズへの対応も求められている。

こうした重要な役割を担う生活衛生関係営業の多くは、経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、チェーンストアをはじめとする大企業との競争に生き残っていくためにも事業の共同化により合理化等を進め、設備投資等の経費負担の軽減や労働者の労働環境の改善及び福利厚生の実施等も推進する必要がある。

また、生活衛生関係営業を取り巻く経営環境は、物価高騰や賃上げ等への対応に加え、現下の情勢による影響が生じており、生活衛生関係営業の業況判断 D I は▲14.1 と依然として低い水準にある。経営上の主な問題としては、仕入価格・人件費等の上昇分を価格に転嫁することが困難であること、顧客数の減少や従業員の確保難等が挙げられ、経営状況は依然として厳しい。

（※）出典：株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2026 年 4～6 月期）」

このような状況の下、生活衛生関係営業が地域経済・地域社会における役割を果たしていく上で、中小零細の個々の事業者のみで経営上の課題に対応することは困難であることから、生活衛生同業組合等が実施する共同事業を通じて事業者を支援し、経営基盤の強化や衛生水準の向上を図ることが重要である。

このため、生活衛生同業組合等に対して日本政策金融公庫が行う共同利用施設の整備に係る融資による支援や、生活衛生同業組合等が行う生活衛生関係営業の振興等に資する事業への補助金による支援に加えて、通常の減価償却限度額に上乗せして償却ができる本特別償却制度の措置により、投資初期の負担を軽減しキャッシュフローを改善することで、生活衛生同業組合等が行う共同利

		用施設（組合会館の会議室、研修施設・設備、共同工場、共同倉庫、共同配送車両、共同冷凍・冷蔵庫や共同ネットワークシステム等）の整備を誘引する必要がある。 これにより、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、もって生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。この際、衛生水準向上の前段階である経営基盤の安定・強化の状況を把握するため、生活衛生関係営業の業況判断ＤＩの数値を参考指標とし、プラスへ改善することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和９年４月１日～令和１１年３月３１日
		同上の期間中の達成目標	生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上を図ることで、令和９年度における生活衛生同業組合の振興計画の達成率が向上することを目標とする。
		政策目標の達成状況	生活衛生関係営業者については、物価高騰・賃上げ等への対応に加え、中東情勢や災害等による影響が生じているとともにゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合もあり、資金繰りが難しい中で共同利用施設の整備を行ったものの取得価額要件を満たさなかったケースもあった。また、直近の生活衛生関係営業の業況判断ＤＩは▲14.1（令和８年４月～６月）と低調であった。 今後の適用見込みもある中で、当該税制措置を活用しながら整備を進めることで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。

			株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2026 年）」によると、引き続き設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断 D I が改善するものと考える。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 6 年度： 1 件 令和 7 年度： 0 件 令和 8 年度： 1 件（予定） 令和 9 年度： 1 件（予定） 令和 10 年度： 1 件（予定） （厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	生活衛生同業組合等が、特別償却制度を適用して導入した共同利用施設を活用することで、組合における事業の実施機会の拡大や事業の充実が図られる。そのことによって、事業に参加した事業者の営業の見直しが促されるとともに、提供する製品やサービスの質の向上が期待される。 このような効果が見込まれることから、共同利用施設の導入を促進することで、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、もって衛生的で質の高いサービスの提供や雇用基盤の確保に寄与することが考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 中小企業投資促進税制 ・ 中小企業経営強化税制 ・ 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度
		予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算の確保及び生活衛生同業組合等が生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業を支援するために必要な予算の確保を引き続き行う。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	生活衛生同業組合等に対しては、低利での貸付制度により共同利用施設の整備に係る資金調達を支援するとともに、生活衛生関係営業の振興等を図るための事業に対する予算措置を講じている。 融資は共同利用施設の導入に必要な資金を支援するものであり、補助金は共同利用施設を活用して実施する事業等を支援するものである。 一方、本税制措置は、共同利用施設の導入後において特別償却を認めることにより、投資初期段階の税負担を軽減し、キャッシュフローの改善を図るものであり、それぞれ支援の段階や内容が異なる。
		要望の措置の妥当性	本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設を取得する場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。 また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和 54 年の一部改正により、法律上

		の位置付けがなされ、その翌年に創設されたものであり、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、高齢者、子育て世帯等の生活を支えるとともに、環境に配慮した取組や安心・安全なサービスの提供、物価高騰の課題に対応していく必要がある。 本税制措置の近年の適用実績は、令和４年度及び令和６年度に１件となっており、令和４年度に本税制措置を適用し導入した設備を利用した事業の実施回数として、導入前の令和３年度以前は研修の開催回数が年平均 13 回であったところ、令和４年度以降は年平均 20 回となり、増加が見られた。 今後の適用の見込みもある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和３年度</td><td>０件</td><td>０円</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>１件（１件）</td><td>５万円</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>０件（０件）</td><td>０円</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>１件（１件）</td><td>24 万円</td></tr></tbody></table>		適用件数	減収額	令和３年度	０件	０円	令和４年度	１件（１件）	５万円	令和５年度	０件（０件）	０円	令和６年度	１件（１件）	24 万円
		適用件数	減収額														
	令和３年度	０件	０円														
	令和４年度	１件（１件）	５万円														
	令和５年度	０件（０件）	０円														
令和６年度	１件（１件）	24 万円															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	令和６年度の適用実態調査結果 ①租税特別措置法の条項：租税特別措置法第 44 条の 3、第 68 の 24 条 ②適用件数： 0 件 ③適用額： 0 円																
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の近年の適用実績では令和４年度及び令和６年度に１件であり、本年度を含む今後の適用見込みもある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることができる。																
前回要望時の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じて、生活衛生関係営業者の経営基盤の強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスに転じること。																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時に設定した達成目標である「生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスに転じること」については、新型コロナウイルス感染症が流行した令和２年４～６月当時▲87.4 まで低下した後、令和８年４～６月には▲14.1 まで改善しており、回復傾向はみられた。しかしながら、依然としてマイナス水準であり、前回要望時の目標は達成できていない。 その要因としては、物価高騰や賃上げ等への対応に加え、中東情勢や災害等による影響が生じていること、ゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあることが考えられる。																

これまでの 要望経緯	昭和 55 年：創設 昭和 57 年～平成 21 年：期限切れごとに延長 平成 23 年：特別償却割合を 8 %から 6 %に引下げ 平成 25 年：2 年間の延長 平成 27 年：取得価額要件 100 万円以上を設定 平成 29 年：取得価額要件を 200 万円以上に引上げ 平成 31 年：2 年間の延長 令和 3 年：取得価額要件を 400 万円以上に引上げ 令和 5 年：建物の取得価額要件を 600 万円以上に引上げ 令和 7 年：建物の取得価額要件を 650 万円以上に引上げ
-----------------------	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

- 令和４年度に生活衛生同業組合（美容業）が整備した共同利用施設について、事業の実施回数及び事業実施後の事業者の営業状況を点検した結果は以下のとおりである。
 - ・ 本税制により導入した施設・設備を活用した事業の実施回数については、導入前の令和３年度以前は研修の開催回数が年平均１３回であったところ、令和４年度以降は年平均２０回となり、事業実施回数の増加が見られた（生活衛生同業組合（美容業）からの聞き取り）。
 - ・ また、共同利用施設を利用した事業者に対する調査（令和８年７月実施）を行ったところ、参加者の６４％が講習会参加後に営業の見直し（改善策等）を行ったと回答した。さらに、見直しを実施した参加者の８６％がその成果や効果を実感したと回答している。具体的な成果・効果としては、主に「衛生水準が向上した」「サービスの質が向上した」「接客レベルが向上した」との声が挙げられた。
- 上記自己点検結果を踏まえると、生活衛生同業組合等が、特別償却制度を適用して導入した共同利用施設は、生活衛生同業組合等における積極的な事業の実施促進に寄与していることがうかがえる。また、共同利用施設を活用した事業が充実することで、事業者における営業の見直しが促されるとともに、事業者が提供する製品やサービスの質の向上につながっていることが確認された。
- 以上のことから、引き続き当該税制を適用することで、大部分が中小零細企業である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化、また衛生水準の維持向上に一定の効果を有しているものと考えられる。近年の導入実績や今後の導入見込み等を踏まえ、対象資産等の要件を見直した上で、延長を要望したい。

令和9年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省保険局医療課・保険課）

項 目 名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税

第1 一部保険外療養の創設

令和8年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和9年3月よりOTC医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆるOTC類似薬）約1100品目について、その薬剤費の4分の1を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただくOTC類似薬の一部保険外療養が施行される。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制上、法人税等の優遇措置が講じられており、その要件の1つとして、「医療保健業務に係る収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件（以下「収入要件」という。）が課されている。

今般のOTC類似薬の一部保険外療養において患者に負担いただく薬剤費の4分の1の「特別の料金」は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれないため、引き続き、社会医療法人等が収入要件を満たすことができるよう、「特別の料金」を「社会保険診療等に係る収入金額」に含む税制改正を要望する。

また、医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を四段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる法人税および所得税の特別措置についても、同様に「社会保険診療に係る収入金額等」として「特別の料金」を計上できるよう税制改正を要望する。

さらに、社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、「特別の料金」についても非課税とする税制改正を要望する。

<関係条文>

・社会医療法人等の収入要件に係るもの

社会医療法人：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（1）

特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1条第1号イ（1）

認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ

福祉病院事業法人：法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）

オープン病院事業法人：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）

厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第5条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和6年厚生労働省・農林水産省告示第2号）第1条第1号イ

・四段階税制に係るもの

租税特別措置法（昭和32年法律第）第26条、第67条

・消費税に係るもの

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条

要望の内容

第2 出産に係る保険給付体系の見直し

令和8年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が公布され、出産に伴う妊婦の経済的負担の軽減を図る等の目的で、出産の給付体系を見直し、「分娩費」及び「出産時一時金」が新たに創設される。

社会医療法人等について、公的な運営等を確保するため、社会医療法人等に課されている収入要件に関し、「社会保険診療等に係る収入金額」に含むことのできる「助産」に係る収入金額について、現状50万円とされている限度額を、分娩費及び出産時一時金の額に応じ改正することを要望する。

＜関係条文＞

社会医療法人：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（4）

特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1条第1号イ（4）

認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ

オープン病院事業法人：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示第297号）第1条第1号二

厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第5条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和6年厚生労働省・農林水産省告示第2号）第1条第1号二

平年度の減収見込額	— 百万円
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
（改正増減収額）	（ — 百万円）

第1 一部保険外療養の創設

(1) 政策目的

〇ＴＣ類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関・薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。

(2) 施策の必要性

〇ＴＣ類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、７～９割を保険給付し、残りの１～３割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の４分の１を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の４分の１を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。

※一部保険外療養においては、薬剤費の４分の１を保険給付の対象から外し、「特別の料金」として患者に負担いただき、残りの薬剤費４分の３のうち７～９割を保険給付し、残りの１～３割を一部負担金として患者に自己負担いただく。後者の保険者から社会医療法人等に支払われる保険給付及び患者から支払われる一部負担金については、引き続き「社会保険診療等に係る収入金額」として税制上取り扱われる。

※社会医療法人等などが患者から支払われる「特別の料金」については、国が薬価の４分の１と設定するため、社会医療法人等により自由に価格設定されることはない。

社会医療法人等においては、本制度となる医療用医薬品について、これまでその収入の全額を「社会保険診療等に係る収入金額」として計上できていたところ、本制度の施行により、「特別の料金」分が計上できなくなることとなる。また、四段階税制における「社会保険診療報酬」についても同様である。さらに、消費税についても、これまでその費用の全額が消費税非課税となる取引として取り扱われていたところ、「特別の料金」については、課税売上となり、患者からの消費税分の徴収や納税手続き等が発生することとなる。

他方で、本制度の施行後においても、本制度の対象となる〇ＴＣ類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、〇ＴＣ類似薬を患者に処方等することによって社会医療法人等をはじめとする医療機関・薬局が患者から支払いを受ける当該「特別の料金」についても「社会保険診療等に係る収入金額」「社会保険診療報酬」と同等に取り扱うことが適当であり、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関・薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じる必要がある。

第2 出産に係る保険給付体系の見直し

(1) 政策目的

今回の「出産に係る給付体系の見直し」は、「妊婦の経済的負担の軽減」と「地域の周産期提供体制の確保」の両立を図るものであり、「分娩費」及び「出産時一時金」の創設により、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、税制上の措置を講じることで、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。

		(2) 施策の必要性 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため、「医療保健業務に係る収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」等の要件が課されているところ、「助産」に係る収入金額については、一分娩に係る収入金額について、保険給付により妊産婦に実質的な負担が生じない、出産育児一時金等の額（50 万円）を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できることとされているところ、今般、分娩費及び出産時一時金を創設し、給付体系の見直しを行うことから、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 10-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政策の達成目標	OTC類似薬の一部保険外療養の施行により医療保険制度の持続可能性を確保するとともに、社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局等による地域医療提供体制の確保に繋げる。 出産の保険給付体系の見直しにより、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	・社会医療法人等の収入要件 社会医療法人：380 法人 特定医療法人：299 法人 認定医療法人：1,217 法人（累計） 福祉病院事業法人：48 法人（令和8年3月調査） オープン病院事業法人：103 法人（令和8年3月調査） 厚生農業協同組合連合会：33 法人 ※令和8年3月末時点の法人数 ・消費税

			医療機関数：179,157 施設 薬局数：63,203 施設 ※医療機関数は令和7年9月時点、薬局数は令和7年3月時点
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ＴＣ類似薬の一部保険外療養の施行後も、引き続き社会医療法人等が公的な運営等を確保するため「全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件を満たし、もって地域医療提供体制の確保に資することとなる。 出産の保険給付体系の施行後も、妊婦の経済的負担の軽減が図られるとともに、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に資することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	上記(2) 施策の必要性で記載のとおり、現行においては、○ＴＣ類似薬の一部保険外療養の対象となる医療用医薬品が保険診療で使用された場合の費用については、その全額が「社会保険診療等に係る収入金額」、「社会保険診療報酬」として計上されており、本要望踏まえ税制改正を行った場合でも、国による現行の税収への影響は生じない。 出産に係る給付に関しては、これまでも「助産」に係る収入金額については、保険給付により妊婦に実質的な負担が生じないよう、保険給付される出産育児一時金等の額（50万円）を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できるところであり、今般の給付体系見直し後もこれまでの取扱を踏まえ、保険給付される「分娩費」及び「出産時一時金」の金額を「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できるよう措置を講ずることが妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(厚生労働省保険局総務課)

項 目 名	次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 年齢にかかわらず能力に応じて皆が支え合う全世代対応型社会保障の更なる推進に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）、「健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和 8 年 4 月 24 日衆議院厚生労働委員会）等を踏まえ、所要の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること等 施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること等
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(厚生労働省老健局総務課)

項 目 名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年に向けて、85 歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和 9 年度から始まる次期（第 10 期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正を含む介護保険制度の見直しを行うこととしている（※）ところ、当該見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 （※）2040 年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の改正を含む障害福祉分野の制度の見直しを行うこととしている。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標 1－4 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標 1－1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、サービス基盤の整備を図る。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることがは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であるとする。 また、税制上の措置を講じることによって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	介護保険制度等に係る税制措置については、今回同様、法改正に合わせて令和５年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。また、令和８年度においても本改正による税制要望を行っている。
-----------------------	--

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

項 目 名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置										
税 目	所得税、国税徴収法										
要 望 の 内 容	雇用保険制度等に関しては、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする等の雇用保険制度上の暫定措置が令和 8 年度末で終了することから、こうした暫定措置の取扱いについて検討が必要であるほか、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討や、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向けた職業訓練受講への支援の方策の検討について盛り込まれたところ。										
	失業等給付及び育児休業等給付（以下「失業等給付等」という。）は全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。										
	また、前述の暫定措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。										
	<関係条文> 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 11 条、第 12 条、第 61 条の 6 第 5 項 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ —
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）									
（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）									

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 雇用保険制度は、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付や育児休業等給付を支給している。 また、日本成長戦略等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討等が盛り込まれた。 (2) 施策の必要性 失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のため必要最低限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、 ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 日本成長戦略等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある 等の理由から、非課税措置が不可欠である。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標４ 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
		政策の達成目標	失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、 ・労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進 ・日本成長戦略等において掲げられた事項 等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえられることなく雇用保険被保険者に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達してい	

	ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	失業等給付等に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 6 年度等に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	交際費課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	交際費等から除かれ損金算入可能となる飲食費の金額基準（1人当たり 10,000 円以下）及び、①飲食費の 50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が 100 億円以下））、②交際費等（飲食費や贈答品の費用等）を 800 万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を延長する。 ・ 特例措置の内容 中小企業については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が 100 億円以下の大企業は①の措置。 ① 資本金の額等が 100 億円以下の大企業が飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の 50%を損金算入可能。 ② 中小企業に係る交際費等については、800 万円まで全額損金算入可能。 （関係条文） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 61 条の 4 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 37 条の 4、第 37 条の 5 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 21 条の 18 の 4		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（精査中）百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業間取引の維持・拡大や事業の活性化・円滑化を図ることにより、飲食店等の生活衛生関係営業における需要の創出につなげる。また、飲食店等への需要の増加により、関連産業の売上及び収益を向上させ、物価動向等を踏まえた適切な価格転嫁や従業員の賃上げ等にも対応できる経営基盤の強化を図る。 (2) 施策の必要性 原則として、法人が支出した交際費等の全額を損金に算入することは認められておらず、これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し内部留保を高め企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されている。 一方、現行制度下においては、飲食を伴う企業活動については、1人当たり10,000円以下の飲食費の範囲で交際費等から除かれ損金算入が認められているほか、企業規模に応じて「飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入が可能」及び「交際費等について800万円まで全額損金算入が可能」とする特例措置が認められており、これは企業間の取引等において一定の必要性が認められるためであり、企業活動に有益に活用されている。 しかしながら、交際費等の実績としては、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。長きにわたった新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きはあるが、その影響は生活衛生関係営業にはなお根強く残っており、直近の生活衛生関係営業（飲食業）の業況判断DIは▲20.4(令和8年4月～6月)となっているなど、生活衛生関係営業の経営は厳しい状況が続いている上、今後も物価高騰や賃上げ等に対応していく必要がある。 このような状況を踏まえ、企業間の取引や事業活動の円滑化を引き続き支援することで、生活衛生関係営業の経営環境の改善に資するため、本税制措置の適用要件の見直し及び延長が必要である。				
今回の要望（租税特別措置）に関連	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 1317 525 1653"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="525 1317 1501 1653"> 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること </td></tr> <tr> <td data-bbox="296 1653 525 2107"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="525 1653 1501 2107"> 本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、日本経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること	政策の達成目標	本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、日本経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。
政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること				
政策の達成目標	本税制措置により企業の事業活動を活性化させ、日本経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。				

	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の延長																																																														
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。																																																														
政策目標の達成状況	令和8年6月の日銀短観による業況判断DIは、全産業では18ポイントとなっており、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準までようやく回復した形となる。一方で、生活衛生関係営業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、物価高騰や賃上げの対応等が求められている中、生活衛生関係営業（飲食業）の業況判断DIは▲20.4(令和8年4月～6月)となっている。 その背景としては、生活衛生関係営業者において、 ・仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁することが困難 ・店舗施設の狭溢・老朽化 ・顧客数の減少、客単価の低下 ・従業員の確保難 等の課題を抱えていることが考えられる。 全産業 業況の推移 <table><thead><tr><th>年月</th><th>業況判断DI</th></tr></thead><tbody><tr><td>2019年3月</td><td>16</td></tr><tr><td>2019年10月</td><td>10</td></tr><tr><td>2020年1月</td><td>8</td></tr><tr><td>2020年4月</td><td>4</td></tr><tr><td>2020年5月</td><td>-4</td></tr><tr><td>2020年6月</td><td>-31</td></tr><tr><td>2020年7月</td><td>-28</td></tr><tr><td>2020年12月</td><td>-15</td></tr><tr><td>2021年1月</td><td>-8</td></tr><tr><td>2021年7月</td><td>-3</td></tr><tr><td>2021年10月</td><td>-2</td></tr><tr><td>2022年2月</td><td>2</td></tr><tr><td>2022年3月</td><td>0</td></tr><tr><td>2022年9月</td><td>2</td></tr><tr><td>2022年10月</td><td>3</td></tr><tr><td>2023年1月</td><td>6</td></tr><tr><td>2023年4月</td><td>5</td></tr><tr><td>2023年7月</td><td>8</td></tr><tr><td>2023年11月</td><td>10</td></tr><tr><td>2024年1月</td><td>13</td></tr><tr><td>2024年6月</td><td>12</td></tr><tr><td>2024年7月</td><td>12</td></tr><tr><td>2025年1月</td><td>14</td></tr><tr><td>2025年2月</td><td>15</td></tr><tr><td>2025年3月</td><td>15</td></tr><tr><td>2025年4月</td><td>15</td></tr><tr><td>2025年8月</td><td>15</td></tr><tr><td>2026年3月</td><td>17</td></tr><tr><td>2026年4月</td><td>18</td></tr><tr><td>2026年5月</td><td>18</td></tr></tbody></table> (出典) 「日銀短観」 (日本銀行) 中小企業の業況判断DI (中小企業景況調査) について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲18.7 (令和8年4～6月) となっており、4期連続してマイナス幅が拡大している。		年月	業況判断DI	2019年3月	16	2019年10月	10	2020年1月	8	2020年4月	4	2020年5月	-4	2020年6月	-31	2020年7月	-28	2020年12月	-15	2021年1月	-8	2021年7月	-3	2021年10月	-2	2022年2月	2	2022年3月	0	2022年9月	2	2022年10月	3	2023年1月	6	2023年4月	5	2023年7月	8	2023年11月	10	2024年1月	13	2024年6月	12	2024年7月	12	2025年1月	14	2025年2月	15	2025年3月	15	2025年4月	15	2025年8月	15	2026年3月	17	2026年4月	18	2026年5月	18
年月	業況判断DI																																																															
2019年3月	16																																																															
2019年10月	10																																																															
2020年1月	8																																																															
2020年4月	4																																																															
2020年5月	-4																																																															
2020年6月	-31																																																															
2020年7月	-28																																																															
2020年12月	-15																																																															
2021年1月	-8																																																															
2021年7月	-3																																																															
2021年10月	-2																																																															
2022年2月	2																																																															
2022年3月	0																																																															
2022年9月	2																																																															
2022年10月	3																																																															
2023年1月	6																																																															
2023年4月	5																																																															
2023年7月	8																																																															
2023年11月	10																																																															
2024年1月	13																																																															
2024年6月	12																																																															
2024年7月	12																																																															
2025年1月	14																																																															
2025年2月	15																																																															
2025年3月	15																																																															
2025年4月	15																																																															
2025年8月	15																																																															
2026年3月	17																																																															
2026年4月	18																																																															
2026年5月	18																																																															

			中小企業の業況判断D I の推移 (出典) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(中小企業庁)
有効性	要望の措置の適用見込み		本措置は、大企業及び中小企業に広く利用されている。交際費等の支出は、企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。 ○交際費等支出法人及び損金算入額の見込み 令和9年度 2,501,909 社 (3,559,881 百万円) 令和10年度 2,521,123 社 (3,667,354 百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)により、令和元年度から6年度の実績等を用いて推計
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることによる売上げの増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれ飲食店等や産業全体で売上げが伸びることによって、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる。 中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が73%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要であることが把握できる。 上述のとおり、企業における交際費等の使用意向は高く、さらなる使用拡大を図っていくことで経済の好循環に繋がっていくものであり、そのためには現行の交際費等の特例措置については、昨今の物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行った上で、引き続き延長が必須である。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	企業会計上、交際費等は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として、法人の支出した交際費等の全額を損金に算入することを認めていない。 これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置がなされているものと考えられる。 しかしながら、企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることにより売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げにも適切に対応等できる経済の好循環に繋がる。 交際費等の支出の損金算入については、一定の範囲で特例措置が認められており、それは交際費等の支出により企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られるためであり、引き続き特例措置の延長は必須である。 また、企業活動については、物価の動向等も踏まえると適用要件の見直しを行うことは妥当性があるものとする。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額 令和3年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円) 令和4年度 2,412,554 社(2,732,622 百万円) 令和5年度 2,426,418 社(3,077,193 百万円) 令和6年度 2,445,139 社(3,255,993 百万円) 令和7年度 2,463,918 社(3,354,291 百万円) （出典）「会社標本調査」（国税庁）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	物価高騰の影響等を踏まえ、適用要件の見直しを行うことで、企業の交際費等の使用が拡大し、企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られ、売上げの増加、ひいては飲食店等への新規需要も増加するとともに産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進めることができ、従業員の賃上げにも適切に対応できる。

		中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800 万円）が小さくなった場合、約 10%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、約 14%の企業が「既存顧客との取引の減少」、約 9 %の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。これらのことから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。	
	前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の業況判断ＤＩ（中小企業景況調査）について、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断ＤＩは▲18.7（令和８年４～６月）となっており、４期連続してマイナス幅が拡大している。（上記「政策目標の達成状況」参照）	
これまでの要望経緯	（参考）最近の交際費課税における主な改正		
	（昭和 29 年創設）		
		対象法人 （資本金別）	損金算入限度額等
	昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）
	平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）× 90%
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 90%
	平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）× 80%
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 80%
	平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 80%
	平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
1 億円以下		定額控除（400 万円）× 90%	
平成 18 年度	全法人	1 人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件	

			のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入	
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%	
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入	
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃止)	
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入	
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用	
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)		
平成 30 年度	2 年間の延長 (平成 31 年度末まで)		
令和 2 年度	資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用除外とした上で、2 年間の延長 (令和 4 年度末まで)		
令和 3 年度	飲食費の 50%を損金算入できる特例措置 (中小企業・大企業) について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費 (社内接待費を除く) については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。		
令和 4 年度	2 年間の延長 (令和 5 年度末まで)		
令和 6 年度	1 人当たり飲食費 (社内飲食費を除く) について 5,000 円から 10,000 円に引き上げた上で 3 年間の延長 (令和 11 年度末まで)。		

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局研究開発政策課）

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 【関係条文】 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。		
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲0 百万円) (— 百万円)	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
施策大目標 2 研究を支援する体制を整備すること
施策目標 2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
■第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）
第 7 章 推進体制・ガバナンスの改革
1. 官民の研究開発投資の確保等
このため、2026 年度から 2030 年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融资や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は 60 兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は 180 兆円を目標とする。

政策の達成目標

企業間及び産学の共同研究を活発化すること。
（企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））
※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）

租税特別措置の適用又は延長期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

同上の期間中の達成目標

企業間及び産学の共同研究を活発化すること。
（企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））

政策目標の達成状況

企業の社外支出研究費は、令和 6 年度は対前年度比で 10.5%増の 1.4 兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028	14,399

※出典：2025 年（令和 7 年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。

14 - 2

	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>適用件数 (組合数)</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数 (組合数)	7	6	6
		区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度						
適用件数 (組合数)	7	6	6								
		要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。								
相 当 性		当該要望項目 以外の税制上の措置	—								
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—								
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	—								
		要望の措置 の 妥 当 性	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。								

			なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)
			適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10
			適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291
			減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50
		※令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※令和 7、8 年度については、令和 8 年 3 月までに設立された全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。 （減収額算定式について） 適用額×法人税率（23.2%）×係数 ・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」） ・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10 ② 適用件数： 5 件 ③ 適用額： 687 百万円 ※令和 6 年度の適用状況						
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握（※）したところ、技術研究組合の令和 7 年度における事業費は、51,286 百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円（4.4%）増加させたと推計できる。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技						

		術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。 ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査																	
	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6、7 年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和 8 年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37,713</td><td>29,817</td><td>37,914</td><td>51,286</td><td>58,126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※ 事業費は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載（なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載）。 ※ 令和 8 年度の設立組合数は令和 8 年 8 月末現在の実績。	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126	設立組合数	6	6	2	3
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)														
事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126														
設立組合数	6	6	2	3	(0)														
これまでの要望経緯	昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度 適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度 適用期限延長（2 年間） 平成元年度 適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度 適用期限延長（2 年間） 〔平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長（3 年間）																		

	令和 3 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：技術研究組合の所得の計算の特例

- 本特例措置に係る自己点検においては、短期アウトカム（技術研究組合の事業費が増加すること）及び中期アウトカム（企業間及び産学の共同研究を活発化すること（①企業の社外支出研究費の額及び②そのうち大学等への社外支出研究費の額を年率11.5%の増加））を設定していたところ。その後、指標の明確性を向上させる観点から、中期アウトカムは海外への支出分を除いた社外支出研究費の額として設定し直した。
- この点、中期アウトカムである「社外支出研究費の額」については、本税制が措置されたことから、1.4兆円と増加傾向にあるものの、前年度比10.5%の増加（令和6年度実績）となっており目標を下回っている。このため、引き続き本税制を措置することにより、社外支出研究費の額を伸ばし、中期アウトカムに加え、長期アウトカム（令和8～令和12年度の官民合わせた研究開発投資の総額を180兆円）の目標達成に寄与することが必要である。
- 令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。
- これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産等の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。その結果、企業からの賛同や参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促され、「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」という政策目的を達成することにもつながることから、引き続き本特例措置の延長を要望したい。
- なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医薬産業振興企画課）

項 目 名		特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	経過措置期間後における、令和 7 年 4 月 1 日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。		
	【関係条文】 租税特別措置法第 59 条の 3 租税特別措置法施行令第 35 条の 3 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 の 2		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	平年度の減収見込額		－ 百万円
	(制度自体の減収額)		(ー 百万円)
	(改正増減収額)		(ー 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しする。		
	(2) 施策の必要性 本制度の対象となる知財は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作したものとされている。また、経過措置期間終了後（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）の自己創出比率の計算に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日以後の事業年度において発生した対象知財に直接関連する研究開発費を用いることとされている。そのため、同期間終了後、令和 6 年度に取得又は製作された知財については、自己創出比率がゼロとなり、結果、同税制による所得控除は発生しない。		
	そのため、経過措置期間中に令和 6 年度に取得又は製作された知財について税制を適用した場合、同期間終了後に当該知財について所得控除が発生しなくなることから、所要の見直しを講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標 2 研究を支援する体制を整備すること 施策目標 2－1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。 ○統合イノベーション戦略 2026（令和 8 年 7 月 14 日閣議決定） 無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の 30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI プログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%の所得控除を行うイノベーションボックス税制を創設した。本税制を通じて、民間による無形資産投資を後押しするとともに、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
		政策の達成目標	研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を増加させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（7 年間）

		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であるため、測定期間のデータが得られていないことから、政策目標の達成状況を分析することは困難である。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
	有効性	要望の措置の適用見込み	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であるため、要望の措置の適用見込みを推計することは困難である。今後、データが得られた段階で、適用見込みについて推計を行う。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置を講じることによって、経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、経過措置期間後も所得控除を受けることが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、同一の内容で経過措置期間後に所得控除を受けられなくなることを防ぐための措置であるため、要望の措置を講ずることは妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、初年度（令和 7 年度）の適用額は把握不可。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、効果を分析することは困難である。
	前回要望時の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、達成度を分析することは困難である。
これまでの要望経緯		令和6年度 イノベーション拠点税制を創設

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課）

項目名	家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置		
税目	所得税		
要望の内容	子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずることで、子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図る。 (2) 施策の必要性 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は、減少傾向にあるものの年間約 15 万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約 11 万人で緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約 70%となっている。 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の 1 つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組む必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標 1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援、フリーランスの就業環境の整備等を推進すること Ⅳ－１－１ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援、フリーランスの就業環境の整備等を推進すること ○日本成長戦略（令和８年７月２１日閣議決定）（抄） Ⅲ. ８つの分野横断的な課題の解決 ６. 家事等の負担軽減 （２）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ iii) 税制措置を含む経済的支援策の検討 今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討する。 ○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）（令和８年６月２６日閣議決定）（抄） ３. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容 （１）仕事と子育て・介護等との両立支援 これまでも政府は、柔軟な働き方を実現するための企業による取組の拡充など仕事と子育て・介護等との両立を進めるための様々な取組を行ってきたところであるが、日本成長戦略における戦略 17 分野を始めとした労働需要が高まっているところ、こうした成長分野を始めとした様々な分野で働く方々が子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備が必要である。このため、これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格（技能検定）の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討すること。
		政策の達成目標	・第一子出産前後の女性の継続就業率を 2030 年までに 80.0%をとす（2021 年：69.5%） ・介護をしている者に占める有業者の割合を上昇させる（2022 年：58.0%）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置は、 ・認可保育所等における共通的な支援内容ではカバーしきれない随時個別に生じる保育や、子育て世帯の家事に係る支援ニーズ、 ・介護保険制度のサービスでは対象とならない、介護を行う家族の家事に係る支援ニーズ、 等、既存制度で包含できない社会的ニーズに対応することを目的としたもの。各自が必要に応じて保育・家事支援サービスを利用する際の経済的負担を税制措置により軽減することで、子育てや介護等を理由とする離職を防止し、仕事と子育て・介護等との両立を後押しする。 なお、予算事業による支援の場合は、申請を受けた上で、行政側が審査を行い、交付の決定を行うことが原則。一方、租税特別措置等の場合は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能となり、利用者の随時個別に生じるニーズに応じたサービス利用に対して経済的負担を効果的に軽減することができる。こうした点において、家事・育児等による負担を柔軟に軽減する上で、予算事業にはない優位性を持つと考えられる。
		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	平成28年度、29年度、30年度、31年度、令和2年度において、厚生労働省と内閣府の共同要望により「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」として、ベビーシッター・認可外保育施設の利用料に関する税額控除の創設を要望。また、令和8年度においてはこども家庭庁の単独要望として、「ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置」を要望。	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容		政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。	
		【関係条文】 租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 5、第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8、第 20 条の 3	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	(精査中) 百万円 (▲57, 600 百万円) (ー 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す		(1) 政策目的	
		中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。	
		(2) 施策の必要性	
		人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。	
		中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。	
		このため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。	
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置 付け	基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

			施策目標 4－1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること												
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を、令和 8 年度から 5 年間で 15%向上させる。（中小企業庁 K P I）												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年度 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（2 年間）												
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和 9 年度からの 2 年間で 6 %向上させる。 （中小企業 K P I を 2 年換算した数値）												
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 力年平均で 6.6%向上している状況。なお、第 44 回中小企業政策審議会（令和 6 年 3 月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和 2 年度比 4 年間（令和 6 年度まで）で 12.7%向上しており、年平均約 3 %向上していることを踏まえ、令和 8 年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は、回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済や中東情勢の緊迫化等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促し、中小企業の労働生産性を向上させ、中小企業の稼ぐ力を強化し、労働生産性を令和 8 年度から 5 年間で 15%向上させるためにも、引き続き措置が必要。 資本装備率の達成状況 （短期アウトカム） <table><thead><tr><th>項目</th><th>数値</th></tr></thead><tbody><tr><td>税制適用者（2力年平均）</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標値（1年間）</td><td>23.0%</td></tr></tbody></table> 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） <table><thead><tr><th>項目</th><th>数値</th></tr></thead><tbody><tr><td>税制適用者（2力年平均）</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度（3年間））</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度（5年間））</td><td>15.0%</td></tr></tbody></table>	項目	数値	税制適用者（2力年平均）	23.0%	目標値（1年間）	23.0%	項目	数値	税制適用者（2力年平均）	4.8%	中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度（3年間））	9.0%
項目	数値														
税制適用者（2力年平均）	23.0%														
目標値（1年間）	23.0%														
項目	数値														
税制適用者（2力年平均）	4.8%														
中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度（3年間））	9.0%														
長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度（5年間））	15.0%														

17 - 2

			中小企業の労働生産性の推移 <table><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数	年度	労働生産性	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55	2024年度	5.86
年度	労働生産性																														
2012年度	5.27																														
2013年度	5.33																														
2014年度	5.42																														
2015年度	5.56																														
2016年度	5.56																														
2017年度	5.62																														
2018年度	5.45																														
2019年度	5.34																														
2020年度	5.20																														
2021年度	5.27																														
2022年度	5.43																														
2023年度	5.55																														
2024年度	5.86																														
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 54,970 件 令和10年度 55,135 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより事業者は、設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む。）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。																													

17 - 3

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む。）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：50,593件 令和5年度：52,033件 令和6年度：54,478件 【減収額】 令和4年度：463億円 令和5年度：515億円 令和6年度：566億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：特別償却 20,696件 税額控除 33,782件 適用額：特別償却 1,987億円 税額控除 239億円 ※令和6年度の適用状況

租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和８年４月１０日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は 23.0%であり、非適用企業の 10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は２カ年平均で 4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和９年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和５年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、１人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 D I 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、D I が±５ポイント程度の水準を維持する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	① 設備投資対キャッシュフロー比率：約 50%（精査中） ② 設備投資実施企業割合の向上：約 35% ③ 生産・営業用設備 D I：▲5 ポイント程度 ②設備投資実施企業割合及び③生産・営業用設備 D I は好転の兆しもあり、前回要望時の目標を達成しているが、人手不足や中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷になり、①設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。
これまでの要望経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合

	契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和５年度 ２年間の延長（令和７年３月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和７年度 ２年間の延長
--	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等

自己点検の結果、短期アウトカムについては、今般新たに設定した目標値（令和7年度または令和8年度のいずれかの1年間で資本装備率23.0%向上）を策定しており、税制適用者の2カ年平均（令和4年度及び令和5年度）で単年23.0%向上している状況。税制非適用者（10.1%向上）を上回っていることから、本措置により中小企業の設備投資を促進し、生産性向上に資する設備導入を後押しする効果が見込まれる。

一方で、中期・長期アウトカムである労働生産性については、令和8年度以降を目標値として策定しており、引き続き効果検証を実施する必要がある。（中期アウトカムとして、令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上を策定。長期アウトカムとして、令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上を策定。）

なお、税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で4.8%向上している状況であり、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

こうした自己点検結果を踏まえ、中小企業のさらなる設備投資の促進や財務基盤を支えるための中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容		幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。 【関係条文】 租税特別措置法第10条の5の3、第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第5条の6の3、第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第5条の11、第20条の9	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲85,800 百万円) (▲4,000 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と		(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。	
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

			施策目標 4－1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を5年間で15%向上させる。（中小企業庁KPI）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。 （中小企業庁KPI）
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和8年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。

		資本装備率の達成状況 (短期アウトカム) 23.0% 23.0% 税制適用者 (2カ年平均) 目標値 (1年間) 労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム) 4.8% 9.0% 15.0% 税制適用者 (2カ年平均) 中期アウトカム目標値 (R8年度～R10年度 (3年間)) 長期アウトカム目標値 (R8年度～R12年度 (5年間))																												
		中小企業の労働生産性の推移 <table><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数	年度	労働生産性	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55	2024年度	5.86
年度	労働生産性																													
2012年度	5.27																													
2013年度	5.33																													
2014年度	5.42																													
2015年度	5.56																													
2016年度	5.56																													
2017年度	5.62																													
2018年度	5.45																													
2019年度	5.34																													
2020年度	5.20																													
2021年度	5.27																													
2022年度	5.43																													
2023年度	5.55																													
2024年度	5.86																													
	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,474 件 令和10年度 20,536 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																												
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工																												

商 用 税 制 別 措 置 の 適 用 実 績	相 当 性		具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む。）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
		当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む。）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
商 用 税 制 別 措 置 の 適 用 実 績	の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	【適用件数】 令和4年度：22,569件 令和5年度：21,178件

		令和 6 年度：20,558 件 【減収額】 令和 4 年度：892 億円 令和 5 年度：857 億円 令和 6 年度：858 億円
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数：特別償却 12,891 件 税額控除 7,667 件 適用額：特別償却 4,792 億円 税額控除 138 億円 ※令和 6 年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和 8 年 4 月 10 日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は 1.8% 向上していたのに対し、非適用者は 0.7% に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和 9 年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和 5 年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ

		租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf																																													
	前回要望時の達成目標	労働生産性を 2020 年度比で 5 % 向上																																													
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	第 44 回中小企業政策審議会（令和 8 年 3 月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和 2 年度比 4 年間（令和 6 年度まで）で 12.7% 向上しており、年平均約 3 % 向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれる。 今般新たに設定した中小企業庁 K P I として中小企業の労働生産性を 5 年間で中小企業の労働生産性を令和 8 年度から 5 年間で 15% 向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。 (万円) <table><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性 (万円)</th><th>2020年度比 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>12</td><td>520</td><td>+1.4%</td></tr><tr><td>13</td><td>527</td><td>+2.6%</td></tr><tr><td>14</td><td>543</td><td>+4.4%</td></tr><tr><td>15</td><td>555</td><td>+7.0%</td></tr><tr><td>16</td><td>586</td><td>+7.1%</td></tr><tr><td>17</td><td></td><td>+8.1%</td></tr><tr><td>18</td><td></td><td>+4.8%</td></tr><tr><td>19</td><td></td><td>+2.8%</td></tr><tr><td>20</td><td></td><td>+1.4%</td></tr><tr><td>21</td><td></td><td>+4.5%</td></tr><tr><td>22</td><td></td><td>+6.8%</td></tr><tr><td>23</td><td></td><td>+12.7%</td></tr><tr><td>24</td><td></td><td></td></tr><tr><td>25</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (2020年度比、%) 資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。	年度	労働生産性 (万円)	2020年度比 (%)	12	520	+1.4%	13	527	+2.6%	14	543	+4.4%	15	555	+7.0%	16	586	+7.1%	17		+8.1%	18		+4.8%	19		+2.8%	20		+1.4%	21		+4.5%	22		+6.8%	23		+12.7%	24			25		
年度	労働生産性 (万円)	2020年度比 (%)																																													
12	520	+1.4%																																													
13	527	+2.6%																																													
14	543	+4.4%																																													
15	555	+7.0%																																													
16	586	+7.1%																																													
17		+8.1%																																													
18		+4.8%																																													
19		+2.8%																																													
20		+1.4%																																													
21		+4.5%																																													
22		+6.8%																																													
23		+12.7%																																													
24																																															
25																																															
これまでの要望経緯	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 R O A 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除																																														

	く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 令和7年度 2年間の延長(令和9年3月末までの適用期限の延長)、100億企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設、C型の廃止
--	--

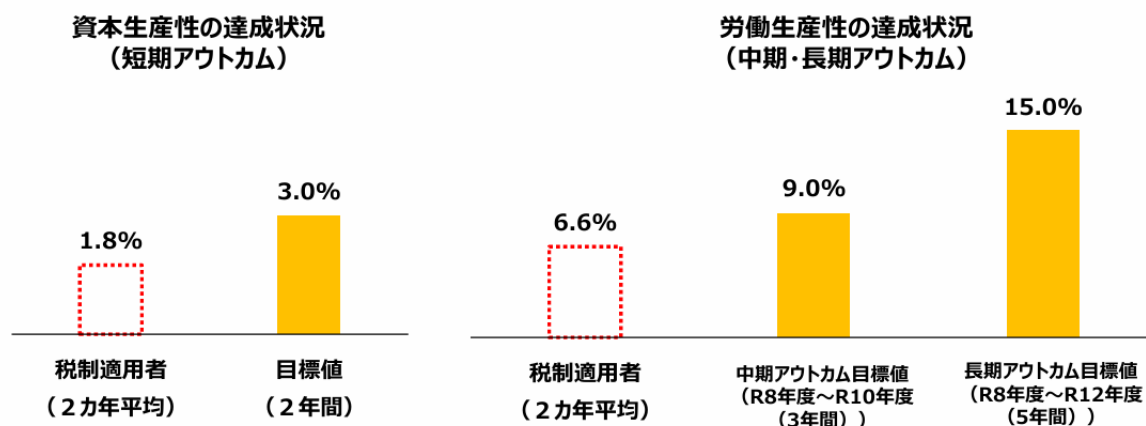
要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等

○自己点検の結果、中小企業経営強化税制の短期アウトカムである「資本生産性」については、令和7年度から2年間での目標値3.0%に対し、令和4年度及び令和5年度の2か年平均での実績は1.8%向上と未達であったものの、税制適用者の資本生産性向上率は非適用者（0.7%向上）を大きく上回っており、本税制による設備投資促進を通じた生産性向上効果が確認された。

また、中期・長期アウトカムである労働生産性についても、税制適用者では、令和4年度及び令和5年度の2か年平均で6.6%向上しており、中小企業全体の生産性向上に一定の寄与をしていることが認められた一方、政府目標である令和8年度から「3年間で9%向上」、「5年間で15%向上」の達成に向けては、依然として生産性向上を後押しする取組が必要な状況である。

このため、今回の要望では、単純な延長ではなく、限られた政策資源をより効果の高い設備投資へ重点化する観点から制度の見直しを行い、生産性向上効果が高い設備への支援を維持・強化することとしている。自己点検において確認された「税制適用者の方が非適用者よりも高い生産性向上を実現している」という政策効果を踏まえつつ、政府全体の生産性向上目標の達成に向けて制度の実効性を一層高める内容として要望に反映した。



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※1 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産

※2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課

※3 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数

※4 資本生産性の向上率は、令和5年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和4年度の向上率を算出して、その2か年平均としている。(令和5年度: N=217、令和4年度: N=256)

※5 労働生産性の向上率は※4の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和5年度: N=216、令和4年度: N=255)

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	事業承継税制の抜本見直し		
税 目	相続税、贈与税（国税）		
要 望 の 内 容	平成 30 年度に措置された「非上場株式等についての贈与税・相続税の免除の特例等」について 10 年間の時限的措置が今般期限を迎えることに伴い、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に見直し・強化を行う。 <関係条文> ・ 租税特別措置法 第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 8 ・ 租税特別措置法施行令 第 40 条の 8 から第 40 条の 8 の 8 ・ 租税特別措置法施行規則 第 23 条の 9 から第 23 条の 12 の 5		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲169,000 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

事業承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活性維持・発展を実現する。また、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする。

(2) 施策の必要性

法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 30 年）には、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、団塊の世代が 70 代となる令和 2 年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、当該税制も活用した円滑な事業承継の取組を進めてきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆される。他方で、事業承継が必要な 70 代以上の事業者や今後事業承継が必要となる 60 代の事業者も多いことから、事業承継は引き続き喫緊の課題である。

また、生産年齢人口の減少による人材確保の困難などの労働供給制約のみならず、大幅な物価高や金利のある世界、通商環境の変化等の国内外市場における急速な環境変化、原材料やエネルギー価格、物流コストの上昇による企業収益の圧迫、サプライチェーンの不確実性など中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況である。

事業承継に係る経営者に関する論点や中小企業を取り巻く様々な課題に対処していくことが必要であるところ、事業承継を契機に課題の解決に向けた取組や「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を進める「強い中小企業」を作るためにも、引き続き円滑な事業承継を実施するための検討が必要であると考ええる。

【参考】

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月）

1. はじめに

（略）

こうした労働供給制約のみならず、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、厳しい状況にある。具体的には、昨今の中東情勢、大幅な物価高、金利のある世界や米国による関税措置をはじめとする通商環境の変化など国内外市場における急速な環境変化も重なっているほか、原材料費やエネルギー価格、物流コストの上昇は企業収益を圧迫しており、とりわけ中小企業において、その影響は顕著である。加えて、国際的な保護主義的動向の高まりは、サプライチェーンの不確実性を増大させ、中小企業経営の安定性に新たな課題をもたらしている。

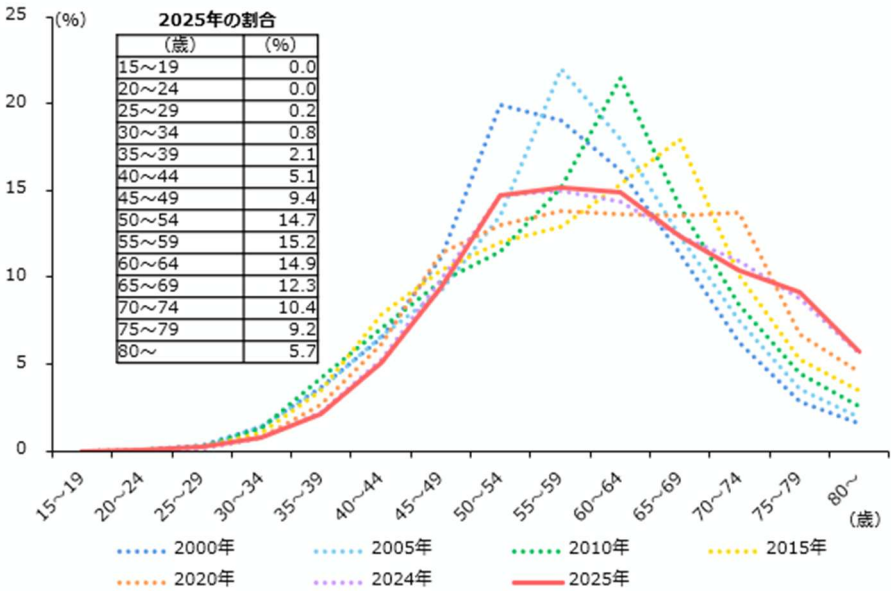
（略）

経営環境の変化を踏まえながら、自律的に変革を進めることができ、直近の収益のみならず、自社の将来の成長を見据え、設備や A X など、現状維持ではなく、攻めの成長投資を進める「強い中小企業」への変容を促すことが必要である。

		4. M & A・事業承継等による事業再編 成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。 (中略) また、事業承継については、これまでは中小企業・小規模事業者において、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、団塊の世代が70代となる令和2年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、円滑な事業承継の推進を図ってきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆されているものの、事業承継が必要な70代以上の事業者や今後事業承継が必要となる60代の事業者も多く、事業承継は引き続き喫緊の課題である。そのような中で、親族内承継や従業員承継も引き続き重要な選択肢の一つである。経営者の若返りに伴い、新規事業への進出や省力化を高める設備投資、A X・D Xの推進等による抜本的な経営改革の取組が実施されることが多いという点も踏まえると、雇用を支え、地域における活力の維持・向上といった重要な役割を担う中小企業・小規模事業者が、親族内承継も含めた事業承継を円滑に実施し、これを契機として更なる成長・発展を実現することを促進していく取組も非常に重要である。 (略)	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させて、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 適用期間は検討中。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。

法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 30 年）には、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、団塊の世代が 70 代となる令和 2 年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、当該税制も活用した円滑な事業承継の取組を進めてきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆される。他方で、事業承継が必要な 70 代以上の事業者や今後事業承継が必要となる 60 代の事業者も多いことから、事業承継は引き続き喫緊の課題である。

経営者年齢の分布（中小企業）



政策目標の
達成状況

法人版事業承継税制は、2018 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、その後数年間は概ね横ばいであったが、2023 年度は特例承継計画の提出期限の延長前であったため急激な増加となった。翌 2024 年度はその反動のためか相当減少したものの最新の推移によると持ち直しの傾向である。

		税制活用の推移 <table><tr><th>年度</th><th>件数</th></tr><tr><td>2008年度</td><td>141件</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>262件</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>133件</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>133件</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>170件</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>213件</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>257件</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>480件</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>446件</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>264件</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>2767件</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>3246件</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>2793件</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>2658件</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>3049件</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5546件</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>1685件</td></tr><tr><td>2025年度</td><td>2264件</td></tr></table> ※2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。（2026 年 3 月末時点集計）	年度	件数	2008年度	141件	2009年度	262件	2010年度	133件	2011年度	133件	2012年度	170件	2013年度	213件	2014年度	257件	2015年度	480件	2016年度	446件	2017年度	264件	2018年度	2767件	2019年度	3246件	2020年度	2793件	2021年度	2658件	2022年度	3049件	2023年度	5546件	2024年度	1685件	2025年度	2264件
年度	件数																																							
2008年度	141件																																							
2009年度	262件																																							
2010年度	133件																																							
2011年度	133件																																							
2012年度	170件																																							
2013年度	213件																																							
2014年度	257件																																							
2015年度	480件																																							
2016年度	446件																																							
2017年度	264件																																							
2018年度	2767件																																							
2019年度	3246件																																							
2020年度	2793件																																							
2021年度	2658件																																							
2022年度	3049件																																							
2023年度	5546件																																							
2024年度	1685件																																							
2025年度	2264件																																							
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																																						
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制は、適用対象に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に繋がる。																																						
	相当性	・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4） ・ 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）																																						

		予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・ 事業承継・M&A 支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数） ・ 事業承継総合支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 74 億円の内数、令和 8 年度当初予算 139 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		要望の措置の妥当性	平成 30 年に講じた措置により一定事業承継が進んだことは事実であるが、足元の中小企業事業者の経営者の年齢等を勘案した際には、引き続き円滑な事業承継を進めていくことが重要である。 本措置は、計画提出を求めているため早期かつ計画的な事業承継インセンティブとなることや、全国の中小企業が広く活用できる措置として税制が適当であることから円滑な事業承継を通じた強い中小企業の形成に資するものである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,767 件 <令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,246 件 <令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,793 件 <令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,658 件 <令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：3,049 件 <令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,546 件 <令和 6 年度> 特例承継計画の申請件数：1,685 件 <令和 7 年度> 特例承継計画の申請計画：2,264 件 ※令和 8 年 3 月末時点
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
	前回要望時の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	○平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 ○平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 ○平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ ○平成 18 年度 物納手続きの改善 ○平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 ○平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） ○平成 21 年度 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 ○平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予額の計算方法の見直し等 ○平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 ○平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 ○平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除既定の設置 ○平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 ○平成 30 年度：創設 事業承継税制の特例措置の創設 ○平成 31 年度：創設 個人版事業承継税制の創設 ○令和 2 年度：見直し 常時使用する従業員の定義の見直し ○令和 3 年度：見直し 後継者の役員要件の見直し	

	個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し ○令和４年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を１年延長 ○令和６年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を２年延長 ○令和７年度：見直し 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件について、贈与の直前までに就任すればよい方法に見直し 個人版事業承継税制の事業従事要件について、贈与の直前までに従事すればよい方法に見直し ○令和８年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を１年６月、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を２年６月延長
--	---

要望内容と自己点検の関係

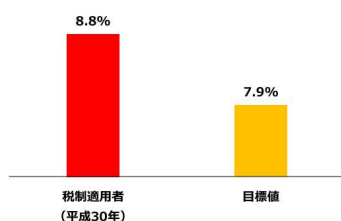
措置名：非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除等（法人版事業承継税制）

○短期アウトカムである平成30年の事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数）について8.8%と税制創設時の想定水準を超えており（令和元 - 令和6年についてもいずれも10%超）、中期アウトカムである平成30年及び令和元年の税制適用者のうち、96.6%が承継時の80%以上の雇用を維持としており、それぞれ達成をしている状況。

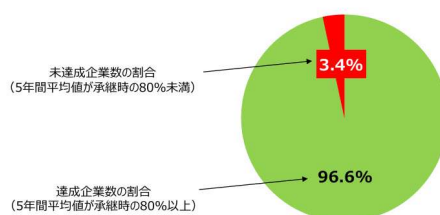
○長期アウトカムでは、平成30年及び令和元年の税制適用者の労働生産性は事業承継後5年間で6.1%向上と目標は未達。なお、令和3年 - 令和7年度の労働生産性に関する中小企業のKPIである5年で5%向上、また、同期間の税制非適用者の0.1%向上という水準と比較すれば高い。

○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の方針を踏まえ、事業承継を契機として経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む中小企業・小規模事業者を後押しする措置へ、抜本的に見直し・強化する。

税制措置開始1年後の税制を活用した事業承継率



承継後5年間の雇用維持状況

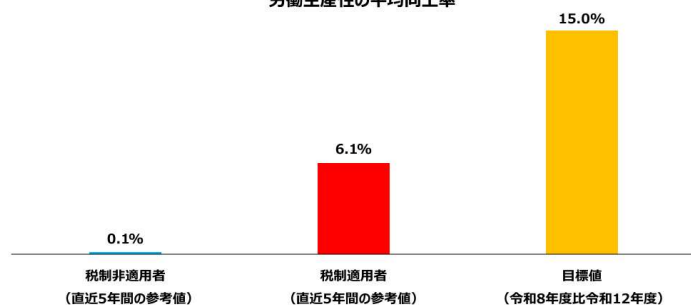


（出所）中小企業庁アンケート（平成27年度）、中小企業庁「中小企業実態基本調査」、国税庁統計年報より作成。
 ※1 措置開始1年後の税制を活用した事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数）について、特例創設当初の目標値と税制適用者の割合を比較。
 ※2 潜在活用企業数は中小企業庁アンケート（平成27年度）等より、親族内承継を検討する中小企業数を推計し、12,106社と算定。
 ※3 目標適用件数は、措置創設時に想定していた平成30年の一般措置の認定件数と特例措置により見込まれる増加分の合計件数である954件。
 ※4 参考：後年の事業承継率は以下の通り。
 令和元年：10.1%、令和2年：10.2%、令和3年：11.4%、令和4年：10.4%、令和5年：10.8%、令和6年：11.1%

（出所）中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。
 ※1 平成30および令和元年に円滑化法の認定申請を受けた企業のうち、税制適用後5年間の従業員数の平均が贈与・相続の時と比べ8割を上回った企業の達成・未達成の状況の割合を算出。

税制適用者と非適用者の比較分析

労働生産性の平均向上率



（出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」、中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。
 ※1 労働生産性＝付加価値額（営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課）／従業員数にて算出。
 ※2 税制適用者は平成30および令和元年に贈与・相続を開始した企業のうち、年次報告書の1回目～5回目のデータの各回の労働生産性の総数について、1回目から5回目の向上率を算出。（N＝89）
 ※3 税制非適用者は、特例措置の第一種贈与の認定を受けた者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、平成30年度から5年以内、または令和元年度から5年以内に親族内承継を実施した者について、平成30年度と令和4

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省大臣官房厚生科学課）

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討	
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。		
	（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	（改正増減収額）		（ — 百万円）
	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。			
「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。			
国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」⁸⁹に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 ⁸⁹ 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	

		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年・9 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族保障としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、生命保険による相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	精査中 (ー 百万円) (ー 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 990 万人（※） （出典：国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 5 年分申告所得税標本調査」（直近の公表数値は令和 6 年分であるものの、令和 6 年に措置された定額減税の影響を大きく受けるため、令和 5 年版の数値を使用）） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性 国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,322 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,224 万円に比べて6割程度に留まっている（※）。 このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 （出典：生命保険文化センター「令和7年度 生活保障に関する調査」） ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																																																																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	（給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※（％）） <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td><td>68.3</td><td>65.5</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td><td>57.0</td><td>55.7</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td><td>16.2</td><td>16.6</td></tr><tr><td>全体</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.2</td><td>70.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） （一人当たりの保険料控除額※（万円）） <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td><td>3.6</td><td>3.6</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.2</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7	個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6	全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																			
	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5																																																																																			
	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7																																																																																			
個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6																																																																																				
全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8																																																																																				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																				
一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6																																																																																				
介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2																																																																																				
個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																				
全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8																																																																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																																											
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答（※）しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 （※）生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><td>質問</td><td>回答</td><td>回答割合</td></tr><tr><td></td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>7.6%</td></tr></table>	質問	回答	回答割合		新規加入・増額をしたい	7.6%																																																																																					
質問	回答	回答割合																																																																																										
	新規加入・増額をしたい	7.6%																																																																																										

		仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。 新規加入・増額を前向きに検討したい 22.2% 新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい 25.7% (出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2026」) 生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。
	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27 年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和 7 年度税制改正では、令和 8 年中の 1 年間の時限的な措置とされた。 令和 8 年度要望においては、恒久的な措置とするよう要望したところ、令和 8 年中とされていた適用期限を 1 年延長することとされた。